

山口県建設工事請負契約標準書式（単年度用）

変 更 後	変 更 前 （ 現 行 ）
第1条から第34条第7項 省略 8 受注者は、前項の期限までに超過額又は同項ただし書の規定により定められた金額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期限を経過した日から返還をする日までの期間の日数に応じ、返還しなかった金額に<u>年3パーセント</u>の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下同じ。）を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に納付しなければならない。 第34条第9項から第36条第2項 省略 3 受注者は、前項の規定により前払金を返還する場合においては、当該前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該返還をすべき前払金の額に<u>年3パーセント</u>の割合を乗じて計算した金額を違約金として発注者に納付しなければならない。 第37条から第48条第2項 省略 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の工事の出来形部分等に対する請負代金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第42条、第43条、第43条の2又は第49条の2第1項第3号の規定によるときにあっては前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該余剰金の額に<u>年3パーセント</u>の割合を乗じて計算した額を利息として当該余剰金の額に付した額を、解除が第41条、第45条又は第46条の規定によるときにあっては当該余剰金の額を発注者に返還しなければならない。	第1条から第34条第7項 省略 8 受注者は、前項の期限までに超過額又は同項ただし書の規定により定められた金額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期限を経過した日から返還をする日までの期間の日数に応じ、返還しなかった金額に<u>年2.5パーセント</u>の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下同じ。）を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に納付しなければならない。 第34条第9項から第36条第2項 省略 3 受注者は、前項の規定により前払金を返還する場合においては、当該前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該返還をすべき前払金の額に<u>年2.5パーセント</u>の割合を乗じて計算した金額を違約金として発注者に納付しなければならない。 第37条から第48条第2項 省略 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の工事の出来形部分等に対する請負代金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第42条、第43条、第43条の2又は第49条の2第1項第3号の規定によるときにあっては前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該余剰金の額に<u>年2.5パーセント</u>の割合を乗じて計算した額を利息として当該余剰金の額に付した額を、解除が第41条、第45条又は第46条の規定によるときにあっては当該余剰金の額を発注者に返還しなければならない。

山口県建設工事請負契約標準書式（単年度用）

変 更 後	変 更 前 （ 現 行 ）
第４８条第４項から第５０条第１項 省略 ２ 第３２条第２項（第３８条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の全部又は一部の支払いが遅れた場合においては、受注者は、同項に規定する期間が満了する日の翌日から請負代金の全部又は一部を受領する日までの期間の日数に応じ、当該請負代金の全部又は一部の額に<u>年３パーセント</u>の割合を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。 第５１条から第５７条 省略	第４８条第４項から第５０条第１項 省略 ２ 第３２条第２項（第３８条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の全部又は一部の支払いが遅れた場合においては、受注者は、同項に規定する期間が満了する日の翌日から請負代金の全部又は一部を受領する日までの期間の日数に応じ、当該請負代金の全部又は一部の額に<u>年２．５パーセント</u>の割合を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。 第５１条から第５７条 省略